

藤枝市教育委員会

令和7年6月定例会議案

令和7年6月24日

藤枝市教育委員会 6 月定例会議事日程

日 時 令和 7 年 6 月 24 日 (火) 午後 2 時から
場 所 藤枝市役所西館 3 階 特別会議室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第 1

第 14 号議案 教育財産（真空冷却機及びガス式連続フライヤー）の
取得の申出について

- P 1 -

日 程 第 2

諸般の報告

○教育部長

・市議会 6 月定例会議質疑応答要旨

- P 5 -

○教育政策課

・学校における健康診断未受診の児童生徒に対する助成制度の創設について - P 27 -

・令和 7 年度 教育委員会事業評価について - P 29 -

○学校給食課

・本市における学校給食の提供状況について - P 30 -

○生涯学習課

・令和 7 年度 藤枝市家庭教育学級合同講演会の開催について - P 31 -

・令和 7 年度 藤枝市青少年健全育成成功労者等表彰式について - P 32 -

・科学体感イベント「フジエダ☆サイエンスキッズラボ」
～科学のナゾを解き明かそう～ の開催について - P 33 -

○図書課

・令和 7 年夏に開催する主な図書館行事について - P 34 -

閉 会

次回教育委員会予定

(定例会) 令和 7 年 7 月 22 日 (火) 午後 2 時 (西館 5 階第 2 委員会室)

教育財産（真空冷却機及びガス式連続フライヤー）の取得の申出に
ついて

教育財産（真空冷却機及びガス式連続フライヤー）の取得について、別紙のと
おり市長に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 8 条第 2 項の申出を
行う。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

中部学校給食センターの真空冷却機及びガス式連続フライヤー各 1 台の老朽
化により、新たに同機種を取得したく申出を行うものです。

(案)

藤 教 給 第 号
令和 7 年 月 日

藤枝市長 北村 正平 様

藤枝市教育委員会

教育財産（真空冷却機及びガス式連続フライヤー各 1 台）の取得に
ついて（依頼）

真空冷却機及びガス式連続フライヤー各 1 台、中部学校給食センターの教育
財産として取得されたく申し出ます。

記

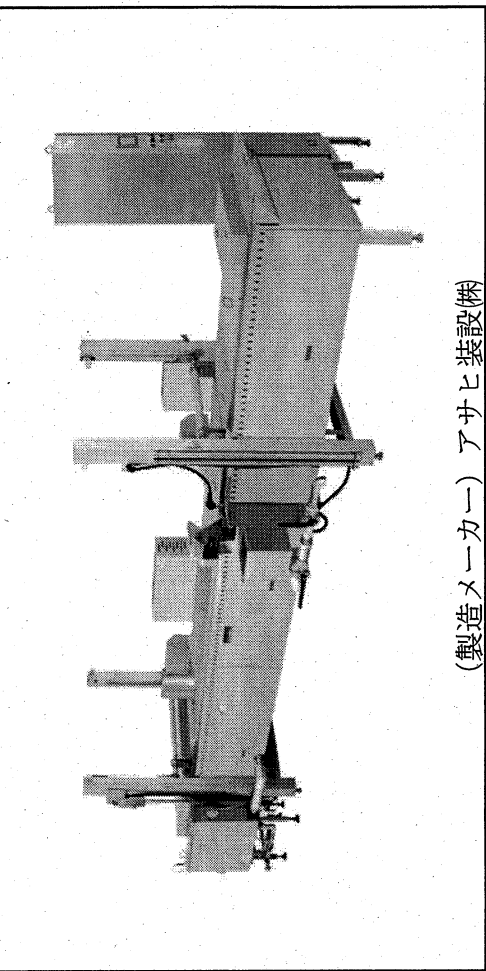
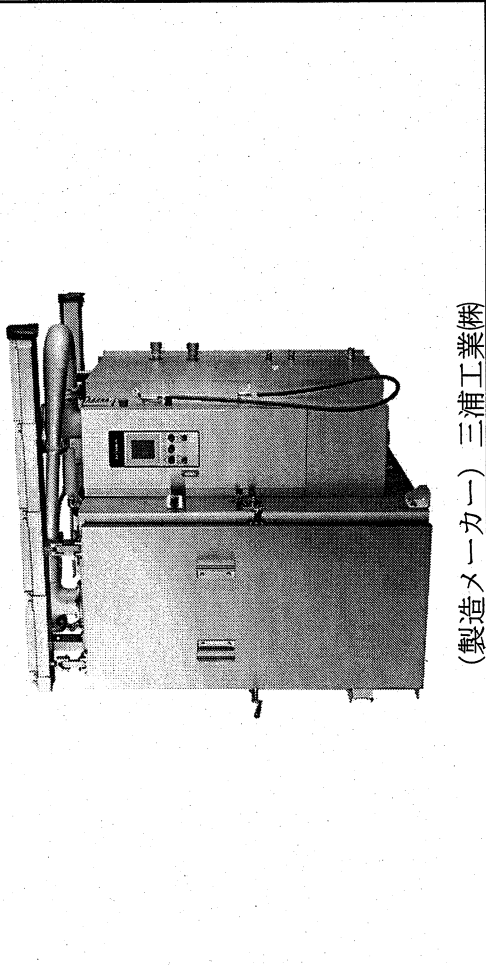
- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 目 的 | 西部学校給食センターの真空冷却機及びガス式連続
フライヤー各 1 台の更新のため |
| 2 | 当該教育財産 | 真空冷却機及びガス式連続フライヤー各 1 台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 45,419,000 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 静岡市駿河区中島 381-1
静岡アイホー調理機株式会社
代表取締役 原木 繁寿 |

教育財産の取得について（真空冷却機、ガス式連続フライヤー各 1 台）

（学校給食課）

- 1 購入備品名 真空冷却機、ガス式連続フライヤー 各 1 台
- 2 購入理由 学校給食センターでは、学校給食を衛生的及び効率的に提供するため、様々な厨房機器を使用している。それらの厨房機器の多くは、学校給食調理用として特別仕様で製造されている。中部学校給食センターで使用する真空冷却機及びガス式連続フライヤーは、導入から 30 年余りを経過（耐用年数：8～10 年）し、不具合が発生している。安心安全な学校給食を安定的に提供するため、当該厨房機器の更新を行うものである。
- 3 用 途 真空冷却機：和え物調理に使用する食材を加熱した後に、食材を冷却するために使用する。
ガス式連続フライヤー：揚げ物調理に使用する。
- 4 機器能力 (1)真空冷却機
90℃まで加熱した食材を 8℃まで冷却する。
1 回当たり最大 180 k g が冷却可能で所要時間は 17 分程度。
(2)ガス式連続フライヤー：
冷凍コロッケ 60 g を 4,290 個／時間で調理できる。
- 5 納入業者 住 所 静岡市駿河区中島 381-1
社 名 静岡アイホー調理機株式会社
代表取締役 原木 繁寿
- 6 取得金額 45,419,000 円（内消費税 4,129,000 円）
- 7 納入期限 令和 8 年 3 月 30 日

教育財産の取得について（真空冷却機及びガス式連続フライヤー（揚物機））

◇購入機器一覧		
購入機器：真空冷却機  (製造メーカー) 三浦工業㈱	購入機器：ガス式連続フライヤー（揚物機）  (製造メーカー) アサヒ装設㈱	【能力】 90℃から8℃に下げる冷却時間は約17分 【用途】 サラダや和え物を作るときに、ゆでた野菜を入れ、真空状態にすることで水分を蒸発させて冷却する機械。 80℃以上に加熱した大量の野菜を一気に10℃以下まで冷やすことにより食中毒を予防する。 【現在使用中の機器状態】 購入時期：平成8年3月 耐用年数：8～10年（30年経過） 状態：冷却温度が一定せずに冷え切らない状況が度々発生 【能力】 冷凍コロッケ60gの調理能力は4,290個/時間 【用途】 上下のコンベアで挟み込んで油の中を移動しながら揚げる連続フライヤー。温度と揚げ時間を設定し、投入口から食材を投入すると、指定した時間をかけて揚げられ、出口部分から自動的に揚げたての状態が出てくる。 【現在使用中の機器状態】 購入時期：平成9年4月 耐用年数：8～10年（29年経過） 状態：着火不良によるトラブルや不具合が度々発生

<履行期間>

令和7年6月25日（議会議決予定日）～令和8年3月30日〔学校給食冬季休業期間：令和7年12月20日～令和7年12月30日〕
 令和8年3月17日～令和8年3月30日〔学校給食春季休業期間：令和8年3月17日～令和8年3月30日〕

市議会 6 月定例月議会 質疑応答要旨

令和 7 年 6 月定例月議会において、各議員より教育に関連する質問がありました。

■一般質問

○ さとうまりこ 議員

標題 1 命を守る水泳授業とスポーツをする権利を全ての子どもに届けるために

(1) 教育委員会における水泳授業の位置づけ及び今後の方針について

【質問】

○水泳授業の位置づけと、今後について伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

- 最近の異常気象等により、熱中症対策の観点からも、その在り方が全国的に課題となっている。
- 次代を担う本市の子どもたちの命を守り、健やかに成長できる環境を作ることが何よりも重要であると考えている。
- 自然豊かで多くの河川をもつ本市では、夏場には多くの子どもたちが、水辺でのレクリエーションを楽しむ姿が見られる反面、毎年、全国各地で水の事故が発生し、残念ながら、子どもの尊い命が失われている。
- 学校で行われる水泳授業を、子どもたちの泳力を単に高めるためだけでなく、安全確保につながる運動として学び、子どもたちが、命を守る行動を身に付けることのできる、極めて重要な教育活動であると考えている。
- 一方、昨今の猛暑により水泳授業をやむを得ず中止する事態も発生しており、年間を通じて水泳授業が実施できる環境の必要性も感じている。
- 現在、民間施設のプールの閑散期を活用し、水泳授業を行う実証実験を検討している。実証実験を重ね、様々な課題を抽出する中で、子どもたちの「プールに入りたい、泳ぎたい」という思いにもしっかりと応えることができるよう、将来を見越して「水泳授業」の在り方を検討していく。

(2) プールの経年状況及び水泳授業の時間数について

【質問】

○プールの経年状況や水泳授業の予定時間数、中止理由など実施状況について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 本市の小中学校には、全校にプールが設置されており、これらの平均築年数は 4 5 年を経過している。
- 昨年度の小中学校での予定時間数は、平均して小学校で約 1 0 時間、中学校では約

9時間。対して、実施時間数は、小学校では約8時間、中学校では、ほぼ計画通りであった。

○中止の理由は、ほとんどが悪天候や猛暑によるものである。

【再質問】

○近い将来に建て替えの必要な所はあるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○毎年、専門業者が点検し、必要があれば、授業の支障とならないよう、修繕を随時行っているため、現在のところ、建て替えがすぐに必要なプールはないと認識している。

○ 油井和行 議員

標題1 小中学校のいじめ問題について

(1) 小学校におけるいじめ問題について

①いじめの認知件数の増加の要因について

②いじめ事案の傾向と学校側の対応について

【質問】

○近年小学校におけるいじめの認知件数が急増しているが、その要因について伺う。

○事案の傾向と学校側の対応について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○SNSの普及やコロナを契機とした生活様式の変化により、子どもたちが人間関係を築く力やコミュニケーション能力にも変化が見られ、子どもたちが抱えるストレスは以前よりも増大しており、それがいじめにつながりかねないという懸念がある。

○教育委員会では、校長会をはじめ、様々な機会においていじめに係る啓発や研修を積極的に行い、適切にいじめを認知する力を高めてきた。

○学校現場では、定期的なアンケートや教育相談などによる情報共有を行い、これまで以上に児童と積極的にコミュニケーションを取ったことから、これまでいじめと認知してこなかった事案も把握し、丁寧に対応したことから、認知件数が増加したと考えられる。

○市内小学校では、昨年度475件のいじめの認知があり、事案の傾向としては、「冷やかしかからかい」など、言葉によるいじめが多く見られる。

○各小学校では、やわらかな言葉遣いや、温かな人間関係作りの指導などを通して、いじめの未然防止に努めている。

○事案が発生した際、各学校は教育委員会と速やかに連携し、被害を訴える子を徹底的に守るとともに、正確に事実関係を把握した上で再発防止の対策を講じる。また、

必要に応じて「校内いじめ対策委員会」を立ち上げ、適切に指導・支援している。
○今後も、いじめの未然防止・早期発見に努め、子どもたちが楽しく安心して学校生活を送ることができる環境を整えていく。

【再質問】

○いじめ件数のカウントの仕方について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 「いじめ防止対策推進法」では、ある行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じたと訴えがあったものを、いじめとしている。
- その年度に、いじめを受けた児童生徒が1名いれば、1件とカウントする。

【再質問】

○保護者に対し、いじめ防止のために行っている啓発について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- いじめ事案には子どもを取り巻く環境が本人たちの心理に作用し、学校や教室の環境、家庭環境におけるストレスがいじめの発生に大きく影響するとされている。
- 「こどもが安心して学べる学校づくり推進協議会」と「藤枝市PTA連絡協議会」で作成した「いじめに対して家庭が心がける五ヶ条」を利用し、各学校の保護者会やPTAの会合で保護者もいじめ防止について関心を高める機会を作っている。
- 近年いじめがSNSなどでも行われるようになったことも踏まえ、「保護者のための情報モラル講座」を開催し、インターネット活用について保護者としてどのように対応していくか、専門的かつ豊かな経験を持つ講師から学ぶ機会を提供している。

【再々質問】

○いじめに対して家庭が心がける五ヶ条について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 「子どもにもっと目を向けよう」、「思いやりの心を育てよう」、「自分を大切にする心を育てよう」、「明るく素敵な家庭をつくろう」、「いじめを許さない環境をつくろう」である。

③ いじめの早期解決に向けた取組について

④ 低年齢化するいじめ問題の解消に向けた取組について

【質問】

- いじめ対策に、早期解決に向けた取組について伺う。
- 幼保こ小との連携がいじめの早期発見・抑止につながればと期待している。低年齢化するいじめ問題の解消に向けた小学校での取組について伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

- 学校でのいじめは、子どもたちの尊厳を深く傷つけ、その健やかな成長を阻害する、決して許されることのない行為である。
- いじめの低年齢化について、本市でも小学校の低学年のいじめ認知件数が全国同様に多い傾向にあることに、大変憂慮している。
- 「藤枝市架け橋プログラム」が本年度からスタートしている。手引書である「ふじえだ かけはしBook」に基づき、幼児教育と小学校教育の担当者が、架け橋期の教育活動をよりよく理解し、5歳児から小学1年生のカリキュラムを一体的に捉えることにより、それぞれの教育方法や子ども理解が一層充実することが期待できる。
- 架け橋期の子どもたちが、楽しく安心して遊び、学ぶことができ、いじめ問題の解消にも大きく貢献することになると考える。
- 本年度から、各園、各小学校の教員をつなぐため、本市の架け橋プログラムのコーディネーター役として、小学校校長経験者をこども課に配置した。
- 各園、各小学校の先生方の連携が深まり、学びの円滑な接続はもちろん、いじめをはじめとした様々な課題に向き合い、いじめの未然防止につながると期待している。
- 子どもの命と心に関わる極めて重要な問題であるいじめ問題に、決して妥協することなく、教職員、保護者、地域住民の皆様と一体となって取り組んでいく。

【再質問】

- 架け橋プログラムの実施がいじめの早期解決にもつながるという認識で良いか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 架け橋プログラムにより、小学校の教員が子どもの特性などに対する理解を一層深めることで、より広い視点から子どもを見ることができるようになり、いじめの予兆をより早くつかむことができる。
- 未然防止とともに、早期発見によりいじめが深刻な状況になる前に対応することで、早期解決にもつながると考えている。

【再質問】

- そのほかの学年での早期解決に係る取組について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- いじめの事案については、家庭環境を含めた環境が影響するが、学年を問わず、いじめてしまう、いじめられてしまうという背景には、本人の人間関係を作る経験の差や、自分の思いを正しく伝える力の差、さらには様々な発達特性があると言われており、いじめの早期解決や再発防止には、そのような背景をしっかりとらえた対応が求められる。

○いじめを早期発見し、早期に対応することが早期解決につながることから、各校でこまめにアンケート調査や、教育相談を実施し、子どもたちのささいな変化に気付くことができるように努めている。

○いじめを認知した際には、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な助言を受けながら、対応を行っている。

【再々質問】

○いじめを受けている当事者からだけではなく、友達やクラスの児童からの情報提供などについての指導は如何か伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○学校では、よりよい学校生活や集団生活の充実を目指す内容を指導しており、そのなかで、友達やクラスの児童が困っていることを見たり、聞いたりした場合には、教員に伝えるように指導している。

○アンケート調査では、心配していることや困っていることを記述する項目があり、友達やクラスの児童が困っている様子を記述するように指導している。

○日常的、個人的な対応については、子どもたちがこころの状態を気軽に教職員に伝えられる仕組みの検討にあわせ、こころの状態をヒントにした、子どもたちが困りごとを相談しやすい環境づくりについても研究していく。

【再質問】

○架け橋プログラムによる幼稚園、保育園、子ども園、小学校の連携について、各園、各小学校の先生方の具体的な取り組みについて伺う。

【答弁：こども未来応援局長】（こども課）

○「ふじえだ かけはし BOOK」をもとに、本年度より、各幼稚園や保育園、こども園、小学校の先生方によるお互いの保育・教育を語りあい、「願うこどもの姿」を共有する担当者連絡会を行っている。

○これまでも、一部の園や小学校において、先生同士によるお互いの授業参観や研修を通じて情報交換や意見交換が行われているが、今後は、この連絡会により、小学校区ごとに、架け橋プログラムを見える化する「接続カリキュラム」を作成し、先生同士や子ども同士の連携や交流をより一層深めていく。

【再々質問】

○各園と小学校の先生同士の「情報交換や意見交換」の中では、特定の未就学児に対する「言葉について配慮すべき状況」なども取り上げているのか伺う。

【答弁：こども未来応援局長】（こども課）

○全体的な話としては、かけはしB o o kの中には、幼児期の終わりまでに育ってほ

しい10の姿があるが、「言葉による伝え合い」や「協働性」などの観点を共有し、指導につなげている。

- 個々の子どもたちの情報については、日々の様子や様々な個性や特性について、保育園等が小学校に引き継ぐ個々の「要録」等を通じて共有しており、そのなかで、その子の言葉遣いについての情報を交換することもある。

【再質問】

- いじめ問題に、保護者や地域住民はどのように関わるのか伺う。コミュニティ・スクールの仕組みは関係するのか。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 学校におけるいじめの防止等の対策の組織に、保護者の代表としてPTA会長や、地域住民の代表として自治会長に参加していただき、ご意見等をいただいている。
- コミュニティ・スクールでは、学校運営に係るグランドデザインの承認や、地域との活動に関する協議などを主に行っている。

【再質問】

- 本市では「地域学校協働活動」をどのように行っているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 「学校サポーターズクラブ」と称し、学校・地域・家庭が一体となり地域ぐるみで子どもを育てる環境を整えることを目的に、家庭科でのミシンなど実技を伴う授業支援や、校内の花壇づくりなどを、保護者や地域の方にご協力いただいている。

【再質問】

- 学校サポーターズクラブの皆さんに、昼休みや放課後、放課後児童クラブなど、大人の目が届きにくい場で見守り活動をしていただければと思うがいかがか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 子どもを見守る大人の目を増やすという面から、有効な方策であると考える。
- 見守り活動のための研修の必要性や、サポーターと教職員との情報共有の仕組みづくりなど、解決すべき課題について研究していく。

(2) 中学校におけるいじめ問題について

① 表面化しづらいいじめと目に見えない階級制度について

【質問】

- 本市におけるいじめ案件で、目に見えない階級制度の存在について認識・把握しているか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- 近年、いじめがSNSやネット掲示板などでも行われるようになり、さらに周囲に気付かれにくくなってきた。
- いち早くその予兆をつかむため、学校では定期的なアンケート調査や教育相談などによる情報収集を丁寧に行い、教育委員会ではネットパトロールの民間委託により、いじめにつながる恐れのある行為などを確認し、各校と情報共有している。
- 生徒間の階級制度のようなものや、組織化して行われたものについては、これまでも確認していないが、各中学校では生徒たちの仲間意識や人間関係の変化に十分留意して、いじめ防止や早期発見に努める必要がある。
- いじめの予兆をつかむ体制を強化するとともに、子どもたちがこころの状態を気軽に教職員に伝えられる仕組みについて、検討を進める。

② 生徒のこころのケアと再発防止・未然防止について

③ いじめに養育環境の影響があるとみられる場合の対応について

【質問】

- いじめを行った生徒といじめられた生徒の双方に心のケアが必要だが、対応と再発防止・未然防止に向けた取組について伺う。
- いじめを行う生徒のこころの問題のなかには、家庭環境が関わっているものもあると考えられている。親や保護者、家庭に対する対応について伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

- いじめは人間として絶対に許されない行為であるという基本的な考え方のもと、各小中学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に沿って、子どもたちの心に寄り添う対応をしている。
- 相手を思いやることのできるよう、全小中学校で実施している「ピア・サポート活動」や、道徳などの授業で実施する「人間関係づくりプログラム」により、誰とでも分け隔てなく接することができる人間関係作りに努めている。
- 養育環境の影響があるとみられるケースの対応には、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家のサポートを受けたり、必要に応じて警察や病院などの関係機関と連携しながら、教育委員会や福祉部局をはじめとした全庁体制で保護者や家庭に対応している。
- 事後には、保護者へのカウンセリングや、生活相談などの具体的なサポートを実施し、子どもをとりまく環境の改善を促す。さらに、問題の再発防止に向け、関係機関と連携しながら、定期的な情報共有と見守りも行う。
- いじめのない学校づくりを着実に進め、子どもたちにとって安心して楽しい学校生活となるよう取り組んでいく。

【再質問】

○何らかの原因で始まってしまったいじめが円満に解決するための取組について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○いじめた方といじめられた方の両者から丁寧な聞き取りを行い、お互いの意識のずれがある場合は確認した上で、教員の立ち合いで両者を合わせ、解決を図っている。

○その後も、教員が両者の関係性を継続して見守っている。

【再質問】

○生徒がいじめの問題を教えられるだけでなく、いじめを自分のこととして捉え、正面から向き合うような機会や、法的な観点から学ぶ機会を設けているか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○先ほど答弁した「人間関係プログラム」は、小学校低学年から中学年までカリキュラムが組んであり、出会いから始まり、相手を知る、聞く、思いを伝えるなど様々な場面においてどのような対応をすべきか、体験を通して身につけていくプログラムであり、道徳の授業などで活用している。一方的に「いじめはいけない」という指導ではなく、子どもたちが納得できるような体験的な指導ができるよう工夫している。

○スクールロイヤーを講師に招き、子ども向けの講座、保護者向けの講座を開き、法的な観点からいじめ問題について学ぶ機会を設けている。

【再質問】

○いじめを行った生徒と保護者の関係性が悪くならないような支援について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○定期的に教育相談を実施し、生徒と保護者に継続した支援を行う体制を整えている。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家のサポートも継続して行っている。

【再質問】

○場合によってはクレームとも捉えられるような連絡も考えられるなか、学校はどのように保護者対応をしているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○保護者からの強い要求については、情報が保護者に正しく伝わらないこと、また、情報が保護者へ伝わるのが遅くなることが原因で起こることが多くあるため、保護者へは事実に基づいて正確かつ丁寧に情報を提供し、進捗があった場合には密に連絡を取ることで、保護者が不信感を抱くことのないよう努めている。

○ 深津寧子 議員

標題２ 小中学校プールの維持管理と今後の在り方について

(1) 水泳授業の実施状況等について

【質問】

○令和６年度の水泳授業の回数やこれまでとの指導内容の変化、教員の指導体制や専門スタッフの配置状況、着衣水泳の実施状況とその教育的な位置づけについて伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○水泳の授業は、運動の楽しさや喜びを味わい、いくつかの泳法の技能や、自らの安全確保につながる運動を身につけることを狙いとしている。

○昨年度は、小学校では平均約１０回の水泳授業を計画し、うち２回程度は猛暑等により、他の授業に振り替えた。中学校では約９回を計画し、ほぼ計画通りに実施できた。

○天候に影響される恐れがあることなどから、限られた時数の中で基礎的な内容を確実に指導するという傾向にある。

○授業の際は、安全確保のため、必ず複数の教員が指導している。教員以外の専門スタッフは配置していないが、教員をサポートする支援員等が児童生徒を見守るなど、安全確保の強化を図っている。

○「安全確保につながる運動」として、学習指導要領に示される背浮きなどで続けて長く浮く技能が身につくよう、授業の中で指導を行っており、加えて、着衣水泳についても各学校の実態に応じて実施している。計画的に水泳授業に取り入れるよう、引き続き各校に働きかけていく。

【再質問】

○着衣水泳について、教育委員会として、全校で計画的に水泳授業に組み込んではいかがか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○水泳の授業では、まず基本的な泳法を身につけなければ、命を守る技術としての背浮き、そして着衣水泳が十分な理解につながらないため、まずは基本泳法を学び、次に背浮き、最後に着衣水泳、という流れになる。

○天候の影響により授業が中止になることもあるため、必ず着衣水泳ができるか難しいところもあるが、各校は十分、着衣水泳の重要性は認識しており、既に授業に組み込んでいる学校もある。

○今後、できる限り工夫して実施ができるよう努めていく。

(2) プールの設置状況、平均築年数、構造、点検の有無及び主な修繕内容について

【質問】

○小中学校プールの設置状況や平均築年数、構造、点検の有無、これまでに行われた主な修繕内容について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○プールは全ての小中学校にあり、平均築年数は約45年、ステンレス造や鉄筋コンクリート造などの構造である。

○施設を安全に使用できるよう、毎年専門業者による点検を各小中学校で実施している。

○主な修繕内容は、プール槽の塗り替えや、浄化装置の更新などである。安全確保と快適な利用環境の維持、また施設の長寿命化が目的である。

(3) 年間の維持管理費用及び大規模改修費用について

【質問】

○1校あたりの年間のプール維持管理費用と、大規模改修を行う場合のおおよその費用について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○維持管理費用には、水道料や保守点検料、消耗品費、修繕費等があり、突発的な大規模修繕が発生しない限り、1校あたり年間100万円程度の管理費用がかかる。

○プール槽自体を更新するような大規模な改修の場合は、25メートルプールで約2億円、50メートルプールでは約2億5千万円の改修費用がかかると試算している。

【再質問】

○100万円という維持費について、適切と見ているのか、あわせて、今後増加の可能性はあるのか、所見を伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○1校あたり100万円というのは、授業を実施するために施設を維持する経費としては適切であり、他の施設維持費を考えれば少額であると認識している。

○今後の増額につきましても、物価高騰や、災害などによる突発的な大規模修繕が連続して発生しない限りは、大幅な変更はないものと見込んでいる。

【再質問】

○学校プールの中長期的な修繕計画の策定状況について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○学校のプール施設は、毎年しっかりと維持管理を行えば、その安全面や衛生面は確保できるものと考えている。

○プール施設の中長期的な修繕計画は策定していないが、維持費が年間100万円程度と考えれば、専門業者によるプール点検を確実にを行い、スポット的に随時修繕を実施した方が、より迅速、確実に対応できるものと考えている。

(4) 今後の学校プールや水泳授業の在り方について

【質問】

○学校プールの配置の見直しや民間施設の活用、水泳授業の民間委託、さらには授業の実施方法そのものの見直しについて、現在の検討状況や考え方を伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

- 我々大人は、子どもたちを水難事故から守るため、様々な環境を整備するとともに、子どもたち自身が命を守る術を身につけられるよう、適切に指導する責務がある。
- 一方、水泳授業を行うプール施設の維持管理には、費用や管理体制など様々な課題がある。
- 他の自治体では、複数の学校によるプールの共同利用や、民間施設の利用、また水泳授業の中止といった事例がある。
- 本市においても、猛暑により水泳授業を予定通りに進めることは、各学校の水泳授業の時間帯の工夫だけでは難しくなっている。
- 水泳の授業を、民間施設の活用などにより年間を通じて授業が実施できる環境づくり、また費用対効果の面からも、市内の学校プールの在り方や適正配置について、見直す時期を迎えていると考える。
- 民間施設のプールの閑散期を活用した実証実験を検討している。
- 各校の立地や施設への移動距離、さらには児童生徒数など、課題は多様だが、効率的で持続可能な水泳授業のあり方について検討を進めていく。

【再質問】

○実証実験の実施時期・対象校・連携先・経費など、答弁できる範囲で結構なので検討内容を伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 現在、他の自治体でのプール授業を委託した実績のある市内に施設を有する事業者、に、受け入れできる人数や授業内容などを調整している。
- 現在の想定は、実施時期は今年の冬から春とし、対象校は1学年30人前後で、かつ、民間施設との移動時間がおおむね30分以内の学校とし、その施設のインストラクターによる水泳授業の実施を想定している。
- 経費については、インストラクターの人数やプールの使用時間などにより左右されるため、今後それらの条件とあわせて詰めていく。

【再質問】

○実証実験を行うにあたり、対象校における水泳授業の時数を調整する必要があるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○これから詰めていくが、授業に影響がでないよう努めていく。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○授業時数については、学年ごとに何時間実施するかを決めている。

○長期休業に水泳授業を行う場合、その分、平常時の授業に余裕が生まれることになると想定している。

【再質問】

○実証実験により、課題が出てくると思うが、どのような視点を持つて行うのか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○次の観点から実証実験を行い、課題の整理を進めていく。

- ・学習指導要領に基づく指導を行うための施設と学校との事前調整。
- ・当日の移動と準備や片付けに係る時間、団体を受け入れる施設の体制。
- ・授業中のインストラクターと教員の連携

(5) 学校プールの幅広い利用の可能性について

【質問】

○学校プールを、市民の健康づくりや学びの場として広く活用するなど、教育施設に留まらない幅広い利用の可能性について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○小学校のプール施設は、学校内の児童生徒が利用することを前提に設計されており、付随設備が公共や民間のプールが備える更衣室やロッカー、救護室などと比べて不十分であると思われる。

○また、火災発生時の消防水利に位置付けられているとともに、有事の際はマンホールトイレの用水などへの利用も想定しており、災害対策上、重要な役割を担っている。

○学校プールを市民の方々に開放することについては、安全面や管理面など、様々な課題解決のほか、民間事業者への影響が出ないよう、今後研究していく。

○ 寺田亜記子 議員

標題2 口腔ケアで健康寿命を延ばすまち・ふじえだへ

(4) 市内の学校における歯科衛生士等による歯磨き指導の実施状況について

【質問】

○幼少期から正しい歯磨き習慣を身につけることが大切であるが、市内の学校において歯科衛生士等による歯磨き指導の実施状況について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- 学校教育においても、幼少期からの健康教育は大変重要であるため、関係機関と連携し、健康や予防に関する取り組みを進めている。
- 健康維持につながる生活習慣づくりや予防意識の醸成の一環として、授業の中で歯科保健講座を全校で実施している。
- 歯科衛生士や保健師などが講師を務め、ブラッシングの方法や歯磨きの大切さなどをわかりやすく指導している。
- そのほか、歯磨き啓発ポスターを作成する授業を行うなど、子どもたちが歯と口の健康に意識が向くような取り組みをしている。
- 今後も、子どもたちの健康意識が向上し、規則正しい生活習慣を身につけることができるよう、学びの場を引き続き確保していく。

【再質問】

○各学校では、子どもたちは食後に歯磨きを行っているのか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 食後の歯磨きについては、コロナ禍の際は控えるよう指導していた。
- 現在は歯磨きを再開しているが、基本的には児童生徒の自主性に委ねている。

【再質問】

○子どもたちが食後の歯磨きを習慣づけられるよう、全校で歯磨きをするよう皆に勧めていただきたいが、いかがか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 授業等で引き続き歯磨きの大切さを指導していく。
- 委員会活動などの啓発活動により、児童生徒の歯磨きの習慣づけを促していく。

【再質問】

○中学校でもブラッシング指導を行っていただきたいが、いかがか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 中学生に合わせた適切な指導を行うよう、校長会や養護教諭部会等を通して全校に働きかけていく。

○ 八木勝 議員

標題1 とともに働き、ともに暮らす社会へ～外国人労働者との共生に向けて～

(3) 外国人の転入転出等、行政手続きにおける対応について

① 必要書類の不備等の対応について

【再質問】

○学校での外国人指導生徒への対応状況について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○外国人児童が多い青島北小学校においては、「ワールドクラス」を設け、対象児童への支援を行っている。

○それ以外の小中学校においては、外国人等児童生徒適応指導員を配置し、支援している。

○指導員は、これまでは3人体制であったが、本年度より4名体制としている。

○ 遠藤久仁雄 議員

標題2 学校での健診と子どもの権利を考える

(1) 本市の健康診断における脊柱検査について

① 検査の際学校で配慮している事項について

【質問】

○検査を受ける子どものために、学校として配慮している事項を伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○子どもは、成長期に脊柱や胸郭に変形が起こりやすく、脊柱側弯症などの早期発見・早期対応が重要となる。

○検査の実施にあたっては、文部科学省の通知に基づき、男女別での実施やほかの児童生徒や職員から視線を遮るよう健診会場を仕切る、養護教諭が立ち会うなど、児童生徒のプライバシーを守り、安心して受診できるよう十分に配慮している。健康への関心が益々高まる中、健康に長生きする意識を育むことは非常に大切である。

② 「腸音」、「二次性徴」の検査について

【質問】

○「腸音」や「二次性徴」などの検査は行われているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○聴診器で腸の活動状態を確認する「腸音検査」や、思春期における体の発達状況を確認する「二次性徴検査」は大切なものではあるが、法令の義務項目ではなく、身

体を見られたり触られたりすることへの抵抗感が児童生徒の強い心理的ストレスになることも懸念されるため、小中学校では実施しない。

○保護者から相談があれば、学校外の医療機関への受診を案内している。

(2) 不登校等により、学校での健診が受けられなかった児童生徒への対応について

①学校での内科健診未受診児童生徒への対応について

②学校での歯科検診未受診児童生徒への対応について

【質問】

○学校での内科・歯科健康診断を受けられなかった子どもが、後日学校医の病院に行き受診できるような働きかけについて伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

○子どもたちが、健康で安全に暮らし、将来に希望を持ってチャレンジできるまちを築くことが私の使命であり、地域全体の願いである。

○学校での健康診断は、心身の健康状態を把握し、健康上の問題や異常を早期に発見できる不可欠な教育活動の一環である。

○様々な理由により学校での健康診断を受けられないことで、将来の健康や生活に影響を及ぼすことが危惧される。

○志太医師会、藤枝歯科医師会、養護教諭部会と協議を重ね、学校の受診が難しい児童生徒が、家庭の事情に応じ在籍校以外の学校医でも受診でき、その際の本人負担額の一部を助成する、県内初の取り組みを7月から開始する。

○今後も関係機関と連携を図り、きめ細やかな支援を行っていく。

【再質問】

○医師会への働きかけについて、どのような課題があり解決されたのか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○これまで志太医師会や藤枝歯科医師会の先生方には、学校医として、児童生徒の健康を守るため、ご自身の診療に加え、学校健診などにご尽力をいただいている。

○私どもとしては、学校医として担う学校以外の児童生徒が健診を受けることで、ご自身の診察に加え、新たな負担になってしまうのではと考えていたが、両医師会の先生方もその必要性を感じ、他市にはない取り組みながら、非常に前向きに協議に臨んでいただき、特段課題等はなかった。

【再質問】

○4つの検診を、現在の学校医のところに行って、健診を受けた時の費用負担はあるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○学校での健康診断を受けられなかった場合に、後日、自身が通っている学校の学校医で受診すれば、費用はかからない。

【再質問】

○学校での健診実施期間は決められているのか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○学校保健安全法では、毎年6月30日までに実施と定められている。

【再質問】

○学校で実施した健診が受けられなかった児童生徒が、通っている学校以外の学校医で受診したときの費用について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○他の学校医を受診する場合は、1診療科あたり、初診料と同程度の金額である3,300円の費用が掛かり、志太医師会と藤枝歯科医師会との協議の中で決めている。
○市の支援金額は、半額の1,650円である。

【再質問】

○7月から始まるこの制度では、未受診者は、いつまでに受診するか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○9月末までという期間を設けており、これは志太医師会、藤枝歯科医師会や養護教諭との話し合いの中で決定した。
○毎年同じ時期に健康状態を把握することが重要であり、いたずらに長い期間を設けると、子どもの成長や健康状態を正確に把握できないためである。

【再質問】

○健康診断は、すべての子どもたちが健康に生きる権利、医療にアクセスできる権利を保障するものである。児童生徒をとりまく大人たちが努力して守るべきだと考える。教育長の思いを伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○健康診断の未受診者は、科目によっても異なるが、昨年度は歯科の再受診をしなかった人数が一番多く、135人であった。これは全体の1%程度で、学校に通えていない子どもでも、学校で健診を受けているということになる。
○各学校では、学校医との関係性において、未受診者の家庭には後日健診を受けるよう通知してきたが、医師会等との共通理解をしたうえで、今後は、健診を受けなかった家庭に対して、受けられなかった科目の健診内容や、どこで受けられるかとい

う通知を市教育委員会で作成、発送する。また、学校医からの報告用様式も作り、返してもらうというシステムとした。

○子どもの環境づくりがまた一步前進したと思っているが、子どもの権利という観点では、こども基本法もあるし、本市でもこども基本条例を作っている。

○今後もより環境を整えて、健やかな子どもの育つ環境づくりを進めていく。

【答弁：市長】（教育政策課）

○私は、次代を担う大切な子どもを社会のど真ん中に置くことが大事であると考えている。

○昨年、大石保幸議員から、こども基本法に絡めて、このような取組についてのご質問をいただき、私もなるほどと思い、そこから出発したのが本件である。

○森先生をはじめとした志太医師会や歯科医師会の先生方の理解がなければ、このような取組はできない。

○県内初であるこの取組が、全県下で広がることを期待している。議員や医師の先生方など、関係する皆様方に感謝申し上げたい。

○ 川島美希子 議員

標題 1 発達に課題のある子ども達の更なる支援の強化を

(5) 登校支援教室の支援や対応について

【質問】

○不登校となっている小学生数と、その中に発達に課題のある児童がどの程度いるのか、登校支援教室を利用した場合にどのような支援が行われるのか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○本市には、昨年度 142 名の不登校児童数がいた。

○登校支援教室の登録児童数は昨年度時点で 28 名おり、そのうち 7 名の児童が通常の教室に復帰するなど、大きな成果を挙げている。

○登校支援教室に通室する児童の中に一定数いる発達に課題があると思われる児童には、担任や特別支援コーディネーター、保護者等で情報共有して作られた「個別の支援計画」に基づいた支援・指導を行っている。

○児童自身が学校で過ごす時間の計画を立てたり、その日に学習する内容を決めたりする際に、支援計画に基づき、指導員は丁寧に支援・指導を行っている。

○設備面では、教室を個人学習に取り組めるスペースと集団で学び合えるスペースに区分けしたり、体を動かし遊べる器具を設置したりするなど、児童にとって居心地のよい環境を整えている。

【再質問】

○現状で6小学校に設置された登校支援教室の、更なるニーズがあるか、伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○ニーズについては調査中であり、今後、次年度以降の体制を検討していく。

【答弁：市長】（教育政策課）

○当初、登校支援教室を設けた際には、中学生と小学生は基本的に違うという考えに基づき、小学校ではなく、全中学校への配置をした。

○思春期を迎えた中学生は、不登校になる原因としては情緒的な話があるが、一方で小学生は叱られたなどの理由による登校渋りがある。小学生は、登校支援教室へ通うよりも、保健室へ行き、養護教諭に話を聞いてもらう方が良いという判断であった。

○小学校においては、青島小と高洲小に不登校児童が多かったことから、昨年度新たに登校支援教室を設置した。今後については、機械的に増設するものではなく、小学生と中学生の違いについて検証をしたうえで、設置を検討する。

【再質問】

○登校支援教室を増やす為には、先生の確保、教室環境を整える事は必要である。そのための、国や県の支援は充分あるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○全国的に不登校児童生徒が増加する中、国は新たに補助制度を創設した。

○主に人件費に充当され、国と県合わせ、補助対象事業経費の2/3以内の補助率である。

○本市でも、不登校児童が増えている状況の中で、いち早く手を挙げ、新たに登校支援教室を4校増やし、全体で16校に設置できるよう補助申請をしたが、希望額に及ばない金額であったことから、国県の支援は、十分ではないと考えている。

○不登校児童生徒の問題は、国と県、そして市町が一体となって解決すべき問題と考えており、今後、あらゆる機会を通じて、国や県に支援の拡充を訴えていく。

(6) 適応指導教室（藤の子教室）の機能充実への取組について

【質問】

○適応指導教室（藤の子教室）の機能が本年度から充実するとのことであるが、その内容について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○本年度から、適応指導教室（藤の子教室）の職員に、新たに小学校の管理職OBと元登校支援教室指導員を採用し、子どもの在籍校との連携や保護者への直接的な支援などの強化を図り、多様化する不登校の児童生徒にしっかりと対応できる体制を

整えた。

- 適応指導教室は、これまで中学生を中心に受け入れてきたが、本年度からは、小学1年生などの低学年も受け入れ可能とした。
- 教室に通う子どもを持つ保護者同士が互いに悩みや情報を共有できる話し合いの機会を新たに設けるなど、子どもや保護者の思いに寄り添う支援を行う予定。

○ 岡村好男 議員

標題1 第6次総合計画の進捗と後期計画に向けて

(1) 4K重点施策の前期計画における進捗と評価について

① 「教育」施策について

【質問】

○4K重点施策のうち、教育施策の前期計画における進捗と評価について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- 教育分野では、おおむね達成が見込まれる成果指標が約7割である。
- 達成が難しい指標もあるが、全体としては順調に進捗しているものと評価している。
- 「こども基本条例」や「こども計画」に基づき、幼保こ小の架け橋期を円滑に連携・接続する体制づくりや、特別支援教育のさらなる充実を図り、誰一人取り残さないきめ細かな教育施策に取り組んでいく。

○ 大石保幸 議員

標題2 教育に関する取り組みについて

(1) 児童生徒の健康管理について

【質問】

○受診に課題のある児童生徒にも健康診断を受診することができる体制の構築について、協議の進捗状況について伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

- 次代の社会を担う大切な存在である子どもたちの健やかな成長と健康を守ることが我々の責務である。
- 学校での健康診断は、児童生徒の心身の健康状態を定期的に観察する重要な機会であるが、様々な理由で受診できなかった児童生徒は、成長の遅れや病気を早期に発見する機会を逸する状況になりかねない。
- 志太医師会、藤枝歯科医師会等と協議を重ねた結果、学校健診を受けられなかった児童生徒が在籍校の学校医のみではなく、他の学校医の医療機関でも受診できるという県内初の支援策を7月から開始する。

- 今後も関係機関と連携を密にし、すべての子どもたちが心身ともに健康に成長できるよう支援していく。

(3) 不登校の要因となるいじめ対策について

【質問】

- 学校においていじめの重大事案が発生した際の対応について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

- いじめの重大事態が発生した際は、国が定めた最新の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、調査を行う。
- 学校の設置者である市教育委員会が、調査の主体を学校とするか、市教育委員会とするか、個別の重大事態の状況に応じて判断する。
- 調査の主体を教育委員会とした場合、基本的には法律、医療、心理、福祉等の専門家からなる「第三者委員会」を設置し、公平な立場から詳細な調査が行われる。
- 調査の主体が学校となった場合、当該学校の「校内いじめ対策委員会」に、教育委員会やスクールロイヤーが助言者となり、積極的に関わる。
- この調査とあわせ、いじめの再発防止のための具体的な措置を講じる。
- 調査の結果がまとまると、市長へ報告し、状況に応じて公表する。さらに詳細な調査が必要であると市長が判断した場合は、市長部局に改めて、教育委員会で設置した第三者委員会とは別の「第三者委員会」を立ち上げ、再度客観的な調査を行う。

【再質問】

- いじめの相談を受けたときの適切な方法など、先生への指導はどのようになっているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- いじめの訴え等については、訴えを受けた職員が一人で対応するのではなく、校長のリーダーシップのもと、組織的な対応を行う指導体制が確立されている。
- 対応の際、保護者等に不信感を持たれることがあってはならず、初期対応が非常に重要である。初期対応にあたり、いじめ事案の対人関係において、子どもが心身の苦痛を感じて訴えることがあれば、相手の意図や状況、一般的な感覚は関係なく、まずは子どもの悩みや苦しさ、そういう訴えを受け止め、子どもの訴えを感知することが第一となる。
- 共通理解を図るため、研修の機会を繰り返し設定している。スクールロイヤーから、人権や法的な観点からいじめ問題について学んでいる。
- 教育委員会とスクールロイヤーが各校を訪問し、各校で作成するいじめ防止基本方針や、いじめ問題への対策を確認している。
- 今後も適切な指導を行っていく。

(4) COCOLOプランへの取り組みについて

【質問】

○不登校児童生徒に対する欠席中の学習の把握に係る取組について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○改正学校教育法施行規則に基づき、各学校や教育委員会では、欠席中の児童生徒の保護者や適応指導教室、民間施設と連絡をとるなど、不登校児童生徒の学習状況の把握に努めている。

○「学校経営研究委員会」で、不登校児童生徒一人一人の学習の進み具合や意欲に沿った個別指導計画や柔軟な成績評価について研究し、準備を進めていく。

【再質問】

○不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を評価するにあたっては、何らかの目安などが必要であると思うが、文部科学省から具体的な事項が示されているか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

○法令改正では、文部科学大臣が定める3要件のもとで、欠席中に行った学習の成果を考慮することができるとしている。

- ・学習の計画・内容が、教育課程に照らし適切と認められること
- ・学習活動の状況等を定期的かつ継続的に学校が把握していること
- ・家庭や学校との関りが継続的に行われていること

【再質問】

○学校経営研究委員会に組織について、どのような方々で構成されているのかなど、組織体制について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

○学校経営研究委員会は、校長、教頭、主幹教諭あるいは教務主任、事務職員から構成されている。

○4つの部会があり、それぞれ3～5名で編成されている。

○委員は教育委員会が毎年委嘱し、学校経営など4つの分野において、教育委員会が定めた教育課題について、実践的な研究に取り組んでいる。

○本年度の研究課題のひとつが、不登校の子どもたちへの評価であり、その指導計画の方法について教育委員会とともに研究を進めていく。

【再質問】

○部会の活動について、具体的にどのように進めていくのか、ゴールの設定も含めて伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

- 欠席中の子どもたちの成績評価については、その子の努力や、社会的なことなどを高めていくという趣旨で法律が改正された。
- 「努力」の評価という点については、本来の学年の教育課程に基づいて評価するものであり、欠席が長く続くと、学習の学び直しや、前の学年の学習が必要になることもある。その場合、きちんと評価されないことがある。
- その点を解決するため、個人ごとの指導計画や目標など、評価についても見直すよう、国も次回の学習指導要領に盛り込むべく動き始めている。
- 市内の子どもたちにも早め早めに対応するため、個別の指導計画や、目標の作り方などを研究し、あるいはその評価をしっかり行い、子どもたちの努力を認め、社会的自立の一助になるよう、研究をしているところである。
- 今後、部会では7～8回の会合を開き、最終的には報告会を持つ予定である。この成果を各学校でも参考にしてもらえるようにできれば、と考えている。

資料 2

学校における健康診断未受診の児童生徒に対する助成制度の創設について

(教育政策課)

1 趣旨

近年、全国の不登校児童生徒数が増加傾向にある中、不登校児童生徒への“健康診断受診の必要性”が高まっている。そのため、健診未受診者に対し、学校以外での受診機会の提供により受診率の向上につなげ、子どもたちの健全な成長・発達を守るための新たな受診体制を確立する。

長期欠席等により、学校実施の健診を受診できなかった児童生徒の健診の機会を確保するため、在籍校以外の学校医でも受診することができ、受診時に発生した自己負担額の半額を補助する制度を創設する。

2 健診未受診者の受診期間

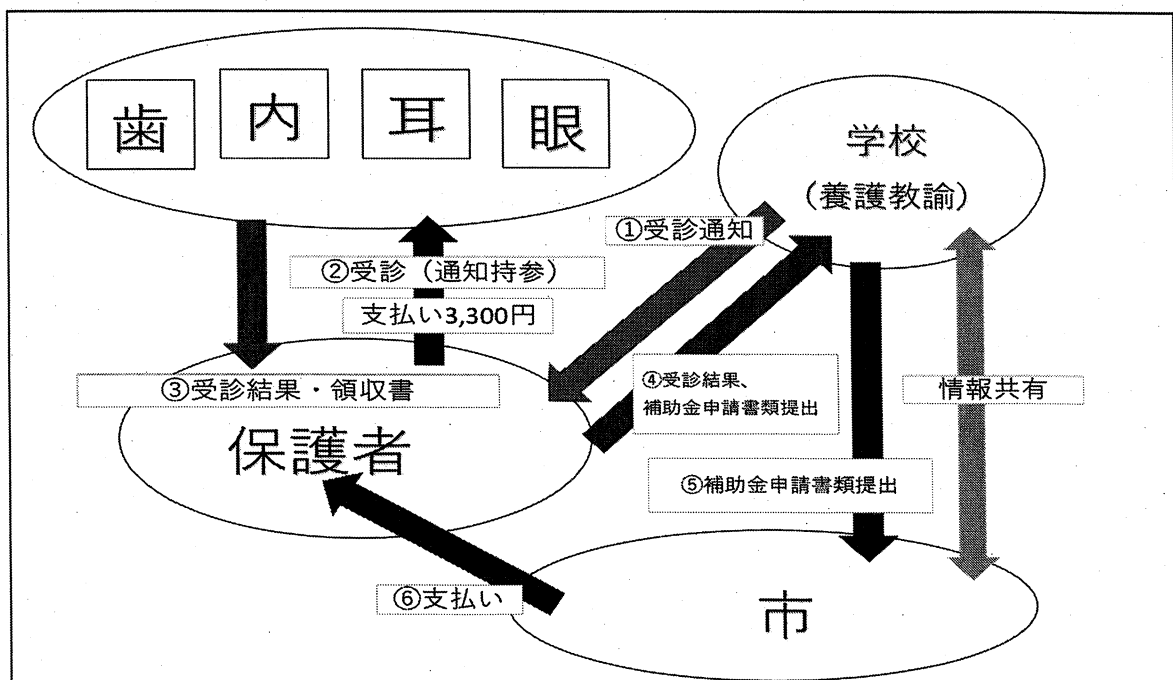
7月1日から9月30日まで

3 健診費用（保護者の自己負担額）

- (1) 在籍校の学校医で受診した場合・・・無料
- (2) 在籍校以外の学校医で受診した場合・・・3,300円

4 在籍校以外の学校医で受診し、健診費用補助金を受けるまでの流れ

- (1) 受診する学校医を決め、事前連絡の上、指定された日に受診し、医療機関で1受診あたり3,300円の自己負担金を支払う。
- (2) 受診結果及び補助金交付申請書等を学校に提出する。
- (3) 指定された口座に市教育委員会から健診費用の半額（1,650円/1受診あたり）が振り込まれる。



第1号様式 (第4条関係)

藤枝市定期健康診断未受診者健診結果通知書

学校 年 組 氏名

科 目	未受診	医療機関記入欄																					
内科		栄養状態	異常なし 所見 ()																				
		皮膚疾患	異常なし 所見 ()																				
		心臓の疾病異常	異常なし 所見 ()																				
		脊柱/胸郭/四肢	異常なし 所見 ()																				
		その他	異常なし 所見 ()																				
		受診日 年 月 日 受診医療機関・医師名																					
耳鼻咽喉科		異常なし 所見 ()																					
		受診日 年 月 日 受診医療機関・医師名																					
眼科		異常なし 所見 ()																					
		受診日 年 月 日 受診医療機関・医師名																					
歯科		《歯科検査結果の記入をお願いします》																					
		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	顎関節	0	1	2		
		上			E				D	C	B	A	A	B	C	D	E	左	上	歯列・咬合	0	1	2
		下			E				D	C	B	A	A	B	C	D	E			歯垢	0	1	2
		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	歯肉	0	1	2		
		【記入例】 現在歯…／ 未処置歯…C 処置完了歯…○ 喪失歯(永久歯)…△ 要注意乳歯…× 要観察歯…CO 歯周疾患…G 歯周疾患要観察…GO																0… 異常なし					
	(その他の疾病異常)																1… 要観察						
		受診日 年 月 日 受診医療機関・医師名																2… 要受診					

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていきます。

市が令和6年度の重点戦略事業として位置付けた7事業及び教育委員会が重点事業として選定した1事業の計8事業について、教育環境の充実を総合的に推進することを目的に、各方面の有識者からなる「藤枝市子ども未来応援会議」に「教育委員会事業評価部会」を設け、必要性、有効性等の観点から事業評価を実施します。

2 スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 評価部会の開催 | 7月11日(金) |
| (2) 定例教育委員会への報告 | 8月7日(木) |
| (3) 議会報告 | 9月定例月議会(8月21日全員協議会) |
| (4) 公表 | 議会報告後、ホームページ掲載により公表 |

3 評価対象事業

No.	事業名	担当課
1	中山間地域避難所環境の強化事業	教育政策課
2	特別支援教育支援員等活用事業	教育政策課
3	通級指導教室活用事業	教育政策課
4	部活動地域移行推進事業	教育政策課
5	新学校給食センター整備事業	学校給食課
6	学校給食公会計化事業	学校給食課
7	藤枝市民大学事業	生涯学習課
8	電子図書館事業	図書課

4 評価部会員

No.	氏名	所属団体等
1	桑高 美紀(新)	P T A連絡協議会(大洲中)
2	松本 知栄子(新)	県立藤枝特別支援学校
3	黒岩 一雄	常葉大学 教育学部
4	安藤 厚志(新)	校長会(広幡中)
5	松永 由弥子	静岡産業大学 スポーツ科学部

1 趣旨

福岡市の市立小学校で4月に提供された給食がSNS（ネット交流サービス）に投稿され、「貧相」、「寂しい」、「少ない」、「衝撃的」などの批判を受け、物価高騰下の給食が新聞やメディアに大きく取り上げられ話題となっている。

本市における学校給食の提供状況を、福岡市と比較し報告する。

<福岡市4月18日献立>



主 食：麦ごはん
副 食：鶏の唐揚げ（1個60グラム）
春キャベツのみそ汁
その他：牛乳

2 本市と福岡市との比較

項 目	藤 枝 市	福 岡 市
小学校数	17 校	149 校
調理方式	センター調理方式	自校調理方式
栄養基準	1食あたり 650kcal（牛乳込） ※学校給食摂取基準による	1食あたり 620kcal（牛乳込）
基本献立	主食＋ <u>副食（3品）</u> ＋牛乳 揚げ物、焼き物又は蒸し物 和え物、汁物	主食＋ <u>副食（2品）</u> ＋牛乳 揚げ物、焼き物又は蒸し物 和え物又は汁物
給 食 費	実質給食費 311 円（＋21.53 円） 保護者負担額 264 円 公費負担額 47 円	実質給食費 289.47 円 保護者負担額 243.15 円 公費負担額 46.32 円

3 今回の件に対する本市児童生徒及び保護者からの問い合わせ

これまで、今回の福岡市の事案を受けての問い合わせ等は受けていない。

令和7年度 藤枝市家庭教育学級合同講演会の開催について

(生涯学習課)

1 趣旨

小学1年生の保護者を対象に、子どもとのかかわり方を学ぶ機会の提供を通じて家庭教育を支援するため、合同講演会を開催します。

今回は、NPO法人 e-Lunch 理事長の松田直子氏を講師とし、「スマホのある時代の子育てを考えよう」をテーマに、子どもとインターネット・スマートフォンとのかかわり方などについて講演をしていただきます。

2 概要

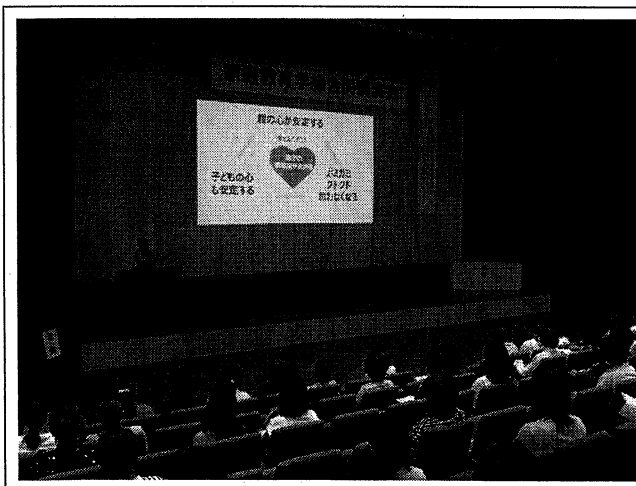
- (1) 日 時 令和7年7月4日(金) 午前10時00分～午前11時45分
- (2) 会 場 生涯学習センター ホール
- (3) 演 題 「スマホのある時代の子育てを考えよう」
- (4) 講 師 NPO法人 e-Lunch 理事長 松田 直子 氏
- (5) 対象者 小学1年生の子を持つ保護者(家庭教育学級生でなくても参加可)
- (6) 定 員 120名

【参考(前年度)】

令和6年7月4日(木) 開催

講師 心理カウンセラー 緑川 法子 氏

「自分らしさを活かす子育て～親子で幸せに生きるために～」



令和 7 年度 藤枝市青少年健全育成成功労者等表彰式について

(生涯学習課)

1 趣旨

地域における青少年の健全育成・非行防止の実践活動を促進するための活動（以下「活動」）に尽力し、多大な功労功績があった者又は団体を表彰することで、今後の活動継続へのモチベーションとしていただくとともに、本市青少年健全育成の基本理念である「地域の子は地域で守り育てる」の実践につなげる。

- 2 主催 藤枝市
共催 藤枝市青少年健全育成推進会議

- 3 日時 令和 7 年 7 月 5 日（土）午前 9 時 15 分～10 時 30 分

- 4 会場 藤枝市生涯学習センター ホール（藤枝市茶町 1-5-5）

- 5 参加者 62 人（予定） 被表彰者 35 名+健全育成推進会議委員ほか 27 名

6 表彰式次第

- (1) 開 式
(2) 市長挨拶
(3) 藤枝市青少年健全育成推進会議会長挨拶
(4) 表 彰 35 人
ア 青少年補導員表彰（通算 6 年以上活動） 3 人
イ 青少年健全育成功労者表彰 25 人
 〔 青少年補導員（通算 10 年以上活動） 11 人 〕
 〔 児童生徒見守りボランティア（5 年以上） 14 人 〕
ウ 青少年健全育成特別功労者表彰（20 年以上活動等） 7 人
(5) 来賓祝辞 藤枝市議会議長・藤枝警察署署長
(6) 閉 式

【昨年の様子】



科学体感イベント「フジエダ☆サイエンスキッズラボ」 ～科学のナゾを解き明かそう～ の開催について

(生涯学習課)

1 趣旨

未来を担う子どもたちの好奇心を刺激し、科学への関心を育むと共に、科学的視点をもつきっかけに繋げることで、夏休みの自由研究のヒントとなるような科学体感イベントを開催する。

2 開催概要

(1) 日 時：令和 7 年 7 月 26 日(土) 午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分

(2) 会 場：藤枝市生涯学習センター（藤枝市茶町 1－5－5）

(3) 内 容：○ホール

静岡科学館サイエンスショー

「出張！る・く・る ドキドキ！風船実験」

対象：小学生～中学生

○第 1 会議室

ディスカバリーパーク焼津天文科学館

「コロコロ選手権～坂道を転がるおもちゃを工夫して作り、
どこまで転がるか競争しよう！～」

対象：小学 1 年生～2 年生

○第 2 会議室

サイエンスぽけっと

「かくれた色をさがせ！

～あらっふしぎ、まっ白い花に色がつく！～」

対象：小学 1 年生～2 年生

○第 3 会議室

わくわく科学教室 特別編「かんな屑で折り紙」

対象：小学 3 年生～6 年生

○工芸室

コズミックカレッジ 特別編「バルーンロケットを飛ばそう！」

対象：小学 3 年生～6 年生

○視聴覚室

科学の映像ショー「ふじえだ科学チャンネル他」

対象：小学生～中学生

3 主催 藤枝市教育委員会 生涯学習課

4 協力 静岡科学館る・く・る、ディスカバリーパーク焼津天文科学館、
静岡大学 STEAM 教育研究所、JAXA 宇宙教育センター、
サイエンスぽけっと

5 想定来場者数 約 380 名

資料 8

令和 7 年夏に開催する主な図書館行事について

(図書課)

No.	タイトル	日時	場所	講師／演者	定員	対象
1	夏休み特別講座 「英語絵本で あそぼ ～なにが できるかな?～」	7 月 27 日(日) ①11:00～正午 ②13:30～ 14:30	駅南図書館 集会室	英語であそぼ ドクター KIDS (原田晶子氏 久保田亮子氏)	各回 10 組	未就学児～ 小学生と その保護者
2	夏休み 特別おはなし会	8 月 2 日(土) 10:30～11:00	駅南図書館 おはなしの へや	図書館職員	なし	どなたでも
3	夏のお楽しみ おはなし会	8 月 2 日(土) 10:30～11:30	岡部支所 301 会議室	岡部 おはなしの会	なし	小学生と その保護者
4	夏休みイベント 「とび出す絵日記 をつくろう」	8 月 3 日(日) 14:00～16:00	岡出山 図書館 2 階 視聴覚室	たたらなおき氏	16 名	小学生 (3 年生以下は 保護者同伴)
5	絵本の読み聞かせ &ワークショップ ～サイコロを振って オリジナルモンスター をつくろう!～	8 月 23 日(土) 10:30～11:30	岡部図書館 岡部支所 301 会議室	むらまつけーじ氏	15 名	小学校 1～3 年生と その保護者
6	歴史講座 「藤枝のあゆみ」	8 月 28 日(木) 10:00～10:50	岡部支所 議 場	志村益司氏	25 名	どなたでも